

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者及び介護保険施設の指定等に関する規則の一部を改正する

規則

告 示

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出

○農業振興地域の変更

○漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果（区域内特定養殖業者）

○漁業災害補償法に基づく漁業共済に係る加入区の変更

○保安林の指定

○保安林の指定施設要件の変更の予定

○道路の区域変更（二件）

○道路の供用開始（三件）

○政府調達に関する協定の適用を受ける入札の公告

（教育庁高校教育課）

規 則

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者及び介護保険施設の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十二月二十四日

○宮城県規則第八十二号

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者及び介護保険施設の指定等に関する規則の一部を改正する規則

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者及び介護保険施設の指定等に関する規則（平成十一年宮城県規則第八十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「、第七十七条第一項」を削り、「第一百五十五条の二第一項」の下に「並びに健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号。以下「改正法」という。）附則第三百三十条の二の規定によりなおその効力を有することとされる改正法第二十六条の規定による改正前の介護保険法（以下「旧法」という。）第七十七条第一項」を加える。

第四条第一項中「第九十九条第二項」を「第九十九条第一項」に、「健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号。以下「改正法」という。）附則第三百三十条の二の規定によりなおその効力を有することとされる改正法第二十六条の規定による改正前の介護保険法（以下「旧法」という。）」を「旧法」に改める。

第五条中「第三百十三条」を「旧法第三百十三条」に改める。

第九条中「法」を「旧法」に改める。

様式第一号を次のように改める。

宮城県知事 村 井 嘉 浩

様式第1号 (第2条関係)

指定居宅サービス事業所
 指定介護予防サービス事業所
 介護保険施設

指定(許可)申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 (名称)
 (代表者の職名・氏名)

印

介護保険法に規定する事業所(施設)に係る指定(許可)を受けたいので、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

申 請 者	フリガナ 名称							
	主たる事務所の 所在地	(郵便番号 -) 県 郡市						
	連絡先	電話番号				FAX番号		
		Email						
	代表者の職名・氏名・ 生年月日	職名		フリガナ 氏 名		生年 月日		
代表者の住所	(郵便番号 -) 県 郡市							
指 定 (許 可) に 係 る 事 業 所 又 は 施 設	フリガナ 名称							
	事業所等の所在地	(郵便番号 -) 県 郡市						
	連絡先	電話番号				FAX番号		
		Email						
	同一所在地において行う事業等の種類		指定(許可)申請 対象事業等 (該当事業に○)	既に指定(許可)を 受けている事業等 (該当事業に○)	指定(許可)申請をする事業 等の開始予定年月日	様 式		
	指 定 居 宅 サ ー ビ ス	訪問介護				付表1		
		訪問入浴介護				付表2		
		訪問看護				付表3		
		訪問リハビリテーション				付表4		
		居宅療養管理指導				付表5		
		通所介護				付表6		
		通所リハビリテーション				付表7		
		短期入所生活介護				付表8		
		短期入所療養介護				付表9		
		特定施設入居者生活介護				付表10		
	施 設	福祉用具貸与				付表11		
		特定福祉用具販売				付表12		
		介護老人福祉施設				付表13		
		介護老人保健施設				付表14		
		介護医療院				付表15		
指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス		介護予防訪問入浴介護				付表2		
		介護予防訪問看護				付表3		
		介護予防訪問リハビリテーション				付表4		
		介護予防居宅療養管理指導				付表5		
		介護予防通所リハビリテーション				付表7		
	介護予防短期入所生活介護				付表8			
	介護予防短期入所療養介護				付表9			
	介護予防特定施設入居者生活介護				付表10			
介護予防福祉用具貸与				付表11				
特定介護予防福祉用具販売				付表12				
介護保険事業所番号			(既に指定又は許可を受けている場合)					
医療機関コード等			(保険医療機関として指定を受けている場合)					

* 裏面に記載に関しての備考があります。

- 備考 1 「指定（許可）申請対象事業等」「既に指定（許可）を受けている事業等」欄は、該当する欄に「○」を記入してください。
- 2 保険医療機関、保険薬局、老人保健施設又は老人訪問看護ステーションとして既に医療機関コード等が付番されている場合には、そのコードを「医療機関コード等」欄に記載してください。複数のコードを有する場合には、適宜様式を補正して、その全てを記載してください。
- 3 既に居宅サービス又は介護予防サービスのいずれか一方の指定を受けている事業者が、他方の居宅サービス又は介護予防サービスの指定を受ける場合において、届出事項に変更がないときには、「事業所の名称及び所在地」「申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名」「当該申請に係る事業の開始予定年月日」「当該申請に関する事項」「欠格事由に該当しないことを誓約する書面」「介護支援専門員の氏名及び登録番号」「その他指定に関し必要と認める事項」を除いて届出を省略できます。また、既に介護予防サービス事業所の指定を受けている事業者が、介護給付のサービス事業所の指定を受ける場合においても同様に届出を省略できます。

様式第二号を次のように改める。

様式第2号 (第3条、第13条関係)

指定を不要とする旨の届出書

年 月 日

宮城県知事 殿

住所

(所在地)

申請者

氏名

(名称及び代表者氏名)

印

次のとおり指定を不要とする旨を申し上げます。

開設者	名称	
	施設種別	
	所在地	
管理者	氏名	
	住所	
		訪問看護
		介護予防訪問看護
		訪問リハビリテーション
		介護予防訪問リハビリテーション
		居宅療養管理指導
申出に係る居宅サービスの種類		介護予防居宅療養管理指導
		通所リハビリテーション
		介護予防通所リハビリテーション
		短期入所療養介護
		介護予防短期入所療養介護

備考 申出を行う居宅サービスについて○印を付してください。

様式第三号を次のように改める。

様式第三号 (第4条関係)

変更届出書

年 月 日

宮城県知事 殿

住所

(所在地)

開設者
氏名

(名称及び代表者氏名)

印

次のとおり指定を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

指定内容を変更した事業所等	介護保険事業所番号														
	名称														
	所在地														
サービスの種類															
変更年月日	変更年月日	年	月	日											
変更があった事項(該当に○)															
事業所(施設)の名称	(変更前)														
事業所(施設)の所在地															
申請者の名称															
主たる事務所の所在地															
代表者(開設者)の氏名、生年月日及び住所															
登記事項証明書・条例等 (当該事業に関するものに限る。)															
事業所(施設)の建物の構造、専用区画等															
備品(訪問入浴介護事業及び介護予防訪問入浴介護事業)															
事業所(施設)の管理者の氏名、生年月日及び住所 (介護老人保健施設は、事前に承認を受ける。)															
サービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴															
運営規程															
協力医療機関(病院)・協力歯科医療機関															
事業所の種別															
提供する居宅療養管理指導の種類	(変更後)														
事業実施形態 (本体編設が特別養護老人ホームの場合の単独型・空床利 用型・併設型の別)															
利用者、入所者又は入院患者の定員															
介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連携・ 支援体制															
福祉用具の保管・消毒方法 (委託している場合にあつては、委託先の状況)															
併設施設の状況等															
介護支援専門員の氏名及びその登録番号															

備考 変更内容が分かる書類を添付してください。

「 住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地) や
 樂谷線田中駅 事業 (開設) 者 氏名 印
 (法人にあつては、名称及び代表者の職氏名)」

「 住所 (所在地) 印 〽「再開した事業所 (施設)」や「再開し
 開設者 氏名 印
 (名称及び代表者氏名)」

た事業所」 〽「事業の種類」や「サービスの種類」 〽「事業所 (施設) の人員、設備及び運営等に
 関する基準を満たしていることを証する書類」や「事業の再開に係る届出にあつては、従業者の勤務
 体制及び勤務形態一覧表」 〽〆。

「 住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地) や
 樂谷線田中駅 事業 (開設) 者 氏名 印
 (法人にあつては、名称及び代表者の職氏名)」

「 住所 (所在地) 印 〽「事業の種類」や「サービスの種類」
 開設者 氏名 印
 (名称及び代表者氏名)」

「 住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地) や
 樂谷線田中駅 届出者 氏名 印
 (法人にあつては、名称及び代表者の職氏名)」

「 住所 (所在地) 印 〽〆「指定介護老人福祉施設 (指定介護
 開設者 氏名 印
 (名称及び代表者氏名)」
 療養型医療施設) の」や〆。
 樂谷線田中駅のよび〆。

様式第6号 (第6条関係)

介護老人保健施設開設許可事項変更申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

所在地 印
 開設者 名称
 代表者氏名

次のとおり介護老人保健施設の開設許可事項の変更の許可を申請します。

申請に係る施設	名称	介護保険事業所番号									
所在地	所在地										
開設許可年月日	年 月 日										
変更年月日	年 月 日										
変更事項(該当に○)	変更の内容										
敷地面積	(変更前)										
建物建造											
施設の共用の場面の利用計画	(変更後)										
運営規程 (職種・員数・職制内容・入所定員の増加に関する部分に限る)											
協力病院の変更											

備考 変更内容が分かる書類を添付してください。

様式第七号を次のように改める。

様式第七号 (第七条関係)

介護老人保健施設管理者承認申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

所在地
開設者 名称
代表者氏名
印

次のとおり介護老人保健施設の管理者の承認を申請します。

申請に係る施設	介護保険事業所番号										
	名称										
管理者になろうとする者の氏名、住所及び資格	所在地										
	氏名										
	住所										
申請理由(該当に○)	資格										
		新規開設のため									
		管理者の変更のため									

備考 管理者になろうとする者の経歴等を添付してください。

様式第九号を次のように改める。

様式第九号 (第9条関係)

指定介護療養型医療施設指定変更申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

住所 (所在地)
開設者 氏名 (名称及び代表者氏名)
印

次のとおり指定の変更を申請します。

申請に係る施設	介護保険事業所番号										
	所在地										
当該申請に係る施設の類型 (該当に○)	療養病床を有する病院										
	療養病床を有する診療所										
	老人性認知症疾患療養病棟を有する病院										
入院患者の推定数 (申請に係る事業を行う部分に限る。)	人										
入院患者の定員 (申請に係る病棟又は病室に係るものに限る。)	(変更前)	人	(変更後)	人							

- 備考
- 「当該申請に係る施設の類型」については、該当項目番号に○を付してください。
 - 以下の書類を添付(当該申請に係る病棟又は病室に係るものに限る。)してください。
 - 施設の使用許可書の写し
 - 建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要
 - 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態

様式第十号を次のように改める。

様式第10号 (第10条関係)

指定居宅サービス事業所
指定介護予防サービス事業所
介護保険施設

指定 (許可) 更新申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 (名称)
(代表者の職名・氏名) 印

介護保険法に規定する事業所 (施設) に係る指定 (許可) の更新を受けたいので、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

申 請 者	フリガナ					
	名称					
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 -) 県 郡市				
	連絡先	電話番号			FAX番号	
		Email				
	代表者の職名・氏名・生年月日	職名		フリガナ 氏 名		生年月日
代表者の住所	(郵便番号 -) 県 郡市					
事 業 所	事業等の種類					
	指定有効期間満了日					
	介護保険事業所番号					
	フリガナ					
	名称					
	所在地	(郵便番号 -) 県 郡市				
	当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するとき					
管 理 者	フリガナ				生年月日	
	氏名					
	住所	(郵便番号 -) 県 郡市				

- 別添 1 誓約書
2 介護支援専門員一覧

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 改正前の介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者及び介護保険施設の指定等に関する規則の規定による様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者及び介護保険施設の指定等に関する規則の規定によるものとみなす。

告 示

○宮城県告示第九百九十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。
令和元年十二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	廃止する指定障害福祉サービスの種類	設置者名	廃止年月日
○四二二七〇〇二九六	特別養護老人ホーム七峰荘 黒川郡大衡村大瓜字長町七十七番地の三	短期入所	社会福祉法人永楽会	令和元年十二月一日
○四二二三〇〇三二〇	ほなみハウス高清水台町 栗原市高清水台町四十一	共同生活援助	一般社団法人ほなみ福祉会	令和元年十二月三十一日

○宮城県告示第九百九十七号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七条第一項の規定により、平成三十年宮城県告示第七百五十五号（農業振興地域の指定）で指定した農業振興地域を次のように変更し、令和元年十二月二十四日から施行する。
なお、その関係図面は、宮城県庁（農政部農業振興課）及び宮城県北部地方振興事務所に備え置いて縦覧に供する。
令和元年十二月二十四日

変更後の地域

別冊のとおり

○宮城県告示第九百九十八号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号。以下「法」という。）第二百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。
令和元年十二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区の名 称	区 域	同意成立の届出年月日	発起人の住所及び氏名	養殖業の種類	区域内特定養殖業者数
宮城県第九百九十七加入区	平成十九年宮城県告示第九百八十八号（漁業災害補償法）に基づき漁業共済に係る加入区の設定された宮城県雄勝支所及び立浜の区域	令和元年十一月二十七日	石巻市雄勝町立浜字天神三十八一十七 阿部 賢市朗 石巻市雄勝町立浜字天神三十八一十二 横江 昭	漁業災害補償法施行令（昭和三十九年政令第二百九十三号）第十八条の四に規定するほたて貝養殖業	十一人
宮城県第九百九十五加入区	平成十九年宮城県告示第九百八十八号（漁業災害補償法）に基づき漁業共済に係る加入区の設定された宮城県雄勝支所及び立浜の区域	令和元年十二月三日	牡鹿郡女川町飯子浜字飯子二百一十八 阿部 吉春 牡鹿郡女川町飯子浜字飯子二百一十六 阿部 忠勝	漁業災害補償法施行令（昭和三十九年政令第二百九十三号）第十八条の四に規定するほたて貝養殖業	九人

○宮城県告示第九百九十九号

平成十九年宮城県告示第三百十八号（漁業災害補償法に基づく漁業共済に係る加入区の設定）の一部を次のように改正し、令和元年十二月二十四日から施行する。
令和元年十二月二十四日

法第百四条第二号に掲げる漁業の表東松島市区域（宮城県漁業協同組合の鳴瀬支所の地区）の項中

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1. 総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業
- 2. 総トン数20トン未満の漁船により刺網を使用して白魚をとることを目的とする漁業
- 3. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であつて、1及び2に掲げる漁業以外の漁業
- 4. 小型定置漁業

を

- 1. 総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業
- 2. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であつて、1に掲げる漁業以外の漁業
- 3. 小型定置漁業
- 4. 小型合併漁業（主として刺網を宮む漁業）及び小型定置漁業を併せ宮む漁業

に改める。

○宮城県告示第十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林に指定する。

令和元年十二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林の所在場所

黒川郡大和町吉田字上嘉太神南一五の二〇、一五の四三、字滑谷地西七の一、七の一、七の二

○

- 二 指定の目的
水源の涵養
- 三 指定施業要件
1 立木の伐採の方法
(一) 主伐による伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び大和町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

○宮城県告示第十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和元年十二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

亘理郡亘理町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的
飛砂の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

亘理郡亘理町（次の図に示す部分に限る。）、亘理郡山元町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的
潮害の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

三 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
巨理郡巨理町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的
公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和元年十二月二十四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 気仙沼唐桑線
- 三 道路の区域

変更の区間	変更の敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
-------	--------------------	-----------------

気仙沼市浪板六三番一〇地先から
同市浪板一〇三番一〇地先まで

後	前
二二・四 四二・一	二二・四 四二・一
一〇四・九	一〇四・九

○宮城県告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和元年十二月二十四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 大島浪板線
- 三 道路の区域

変更の区間		
気仙沼市浪板二五一番一〇地先から 同市浪板一一八番一〇地先まで		
後	前	変更の敷地の幅員 (メートル)
二二・五 六一・九	二二・五 六〇・〇	敷地の延長 (メートル)
三六四・〇	三六四・〇	

○宮城県告示第十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和元年十二月二十四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	気仙沼唐桑線	気仙沼市浪板六三番一〇地先から 同市浪板九七番一〇地先まで	令和元年 十二月二十六日

○宮城県告示第十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和元年十二月二十四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	志津川登米線	本吉郡南三陸町志津川字塩入一五〇番二地先から同郡同町志津川字塩入一三五番七地先まで	令和元年十二月二十六日

○宮城県告示第十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和元年十二月二十四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	大島浪板線	気仙沼市浪板二九三番二地先から同市浪板一八番一地先まで	令和元年十二月二十六日

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和元年十二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 調達案件及び数量 宮城県立高等学校教育用タブレット端末貸借 一式
- 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 賃貸借期間 令和二年四月一日から令和七年三月三十一日まで

4 設置場所 県立高等学校（二十二校）（該当校は仕様書による。）

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経

営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 過去二年以内に国又は地方公共団体等と、本調達と同規模程度の機器賃貸借及び保守契約を締結し、二回以上履行した実績(複数年契約しているものにあつては、履行開始から十二月以上経過しているものを含む。)を有すること。

9 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一二一一一三三五)へ令和元年十二月二十七日(金)午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続の総称をいう。以下同じ。)及び紙入札(書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続の総称をいう。以下同じ。))を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並び

に問い合わせ先

〒九八〇一八四二三 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁高校教育課管理運営班(電話〇二二一二一一一三六二三)

3 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、令和元年十二月二十七日(金)まで、前記の問い合わせ先に申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) 電子調達システムを用いて参加資格審査を受ける場合 電子調達システム(以下「システム」という。)により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和二年一月十四日(火)から令和二年一月二十三日(木)までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和二年一月二十三日(木)までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合

入札期間 令和二年一月二十九日(水)午前九時から令和二年一月三十一日(金)午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 日時 令和二年一月三十一日(金)午後五時

ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時まで到達するよう提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理しない。

6 開札の日時及び場所 令和二年二月三日(月)午前十時 宮城県行政庁舎十六階 高校教育課内

四 入札に参加することができない者

二に定める資格を有しない者及び三の4の審査により資格を有しないとされた者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十四年宮城県規則第四十五号）第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、一月当たりの賃借料に賃貸借期間月数を乗じた金額とすること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするの有無 無

8 契約書作成の要否 要

9 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

10 この入札に係る調達案件は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）及び同法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約対象業務として複数年度にわたる履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となったときは、契約書の定めにより契約を解除する。

11 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Item(s)/Service(s) to be Procured : Lease of tablets for educational use in Miyagi Prefectural High Schools (one set)

2 Duration of Contract : April 1, 2020 to March 31, 2025

3 Place of Implementation : 22 Prefectural High Schools

4 Deadline for Bid : January 31, 2020 (Fri.), 5 : 00 p.m.

5 Contact Information : Masatoshi Kimura, Upper Secondary Education Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi

980-8423 Japan, Tel: 022-211-3623

6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only